

64	保健医療局	危険ドラッグの排除を目指した規制・監視指導・普及啓発の強化
事業概要	若者を中心に乱用が拡大している危険ドラッグの根絶を図る。 薬物の乱用から青少年をはじめとする都民の健康と安全を守るとともに、都民が平穏かつ安心して暮らすことができる健全な社会の実現を図る。	
これまでの経過	平成 16 年度 国に先駆け知事指定薬物制度を盛り込んだ「東京都薬物の濫用防止に関する条例」（以下「都条例」という。）を制定。平成 17 年度から施行 平成 19 年度 国が薬事法（現「医薬品医療機器等法」※）を改正し、指定薬物制度を導入 ※ 正式名称は「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」。平成 26 年 11 月に改称 平成 25 年度 国の「第 4 次薬物乱用防止五か年戦略」を受け、「東京都薬物乱用対策推進計画（平成 25 年度改定）」を策定。危険ドラッグ対策を重点事項と位置づけ、規制、監視、啓発の 3 つの視点から重点的に取組を実施 平成 26 年 4 月 薬事法改正により、指定薬物の所持・使用を罰則化 平成 26 年 7 月 都条例改正により、知事指定薬物の所持・使用を罰則化 都内で発生した交通死亡事故の原因となった危険ドラッグの分析データを国に提供、国は薬事法に基づく初めての緊急指定を実施 国、警視庁と連携した合同立入調査を初めて実施（都内全店舗 68 店を対象） 国が危険ドラッグ乱用撲滅に向けた緊急対策を発表 動画等による緊急普及啓発を実施（街頭ビジョン、鉄道車内での放映等）（～9 月） 「全国自治体危険ドラッグ対策推進会議」を開催（102 自治体参加） 平成 26 年 8 月 国と連携し、薬事法の規定に基づく検査命令及び販売停止命令を実施 平成 26 年 10 月 警察職員への立入調査権の付与等を盛り込んだ都条例改正（平成 27 年 1 月施行） 危険ドラッグに対し、「無承認医薬品」としての、薬事法の規定に基づく指導取締りを開始 平成 26 年 12 月 医薬品医療機器等法改正により「検査命令・販売等禁止命令の拡大、広告中止命令や広域的な規制の導入、プロバイダへの削除要請、賠償責任の制限」等を規定 平成 27 年 1 月～3 月 自動車教習所で動画による啓発を実施 平成 27 年 6 月～平成 29 年 3 月 街頭ビジョン、鉄道車内での放映、ホームページ等により人気アニメ「進撃の巨人」とタイアップした動画による啓発を実施 平成 29 年 6 月 若い世代に親しみやすい実写と漫画を交えた動画、ポスター、リーフレットを作成し、研修・啓発資材として活用を開始	

これまでの経過	平成 31 年 3 月 国の「第 5 次薬物乱用防止五か年戦略」を受け、「東京都薬物乱用対策推進計画（平成 30 年度改定）」を策定。「啓発活動の拡大と充実」、「指導・取締りの強化」、「薬物問題を抱える人への支援」の 3 つの柱の下に、9 つのプラン、23 のアクション、91 の取組を設定 令和 6 年 3 月 国の「第 6 次薬物乱用防止五か年戦略」を受け、「東京都薬物乱用対策推進計画（令和 5 年度改定）」を策定。「啓発活動の拡大と充実」、「指導・取締りの強化」、「薬物問題を抱える人への支援」の 3 つの柱の下に、9 つのプラン、23 のアクション、97 の取組を設定		
現在の進行状況	○ 規制 ・ 危険ドラッグの試買調査の実施や成分分析機器の整備等により、未規制薬物を迅速に指定する体制を整備（令和 5 年度は 3 月 31 日現在において新たに 15 薬物、条例制定以降 220 薬物を指定。） ○ 監視指導 ・ 流通実態調査やビッグデータ解析、海外文献情報の収集、ソーシャルメディア情報の監視等（サイバー薬事監視）により、国内外で流行している危険ドラッグ・インターネット上の販売店舗や流通状況を監視 ・ 危険ドラッグは、インターネットや SNS 等を中心に販売されていることを把握 ・ 令和 6 年 3 月 31 日現在、インターネット等から 89 物品の試買を実施 ○ 普及啓発 ・ インターネット（キーワード連動広告、啓発サイト）を通じた啓発の強化 ・ 若い世代に親しみやすいよう、実写と漫画を交えた啓発用動画、ポスター、リーフレットを作成し、動画放映による啓発を実施するとともに研修資材として活用 ・ 危険ドラッグに加え大麻の危険性を訴える啓発用動画、ポスター、リーフレット等を作成し、小学校高学年以上を対象に啓発を推進		
今後の見通し	○ 医薬品医療機器等法や条例を的確に運用し、警視庁や国と連携した指導取締りの強化を図る。 ○ プロバイダ事業者等と緊密に連携し、危険ドラッグ販売サイトの閉鎖を目指す。 ○ 国、警視庁、関係機関、地域の関係団体等と連携し、薬物乱用防止啓発サイト「みんなで知ろう危険ドラッグ・違法薬物」の充実、ポスターの作成・掲示、繁華街イベント、街頭キャンペーン、動画放映等の啓発活動を進めていく。		
問合せ先	保健医療局 健康安全部 薬務課	電話	03-5320-4511